

## 令和7年度事業計画

### I 事業計画概要について

理容師・美容師養成施設を取り巻く環境は、恒常化した過当競争や、更なる少子化による生徒数の減少等から、一層厳しい状況が続いている。

一方、理容師・美容師には、優れた技術、美の追求により、人を癒し元気にできる感性や、豊かな人間性が求められており、このためにも、養成施設は基本的な技術と時代のニーズに合わせた様々な技術、知識を的確に教育していく必要がある。

このようなことも踏まえ、令和7年度は、引き続き理容・美容教育の公共的使命を達成するため、通信教育の実施にあたるほか、教材の研究開発並びに理容師・美容師養成施設の教員の養成、教職員の研修及び啓発普及事業、その他理容・美容教育の向上に必要な事業を行うこと等により、理容・美容文化の確立を図り、もって公衆衛生の増進に寄与することを目的として、公益目的事業のさらなる充実を図るとともに、効率的、効果的な実施に努めていくこととする。

具体的には、通信教育事業においては、e-Learningによる報告課題の添削指導等について、引き続き適正に実施する。教科書においては、適宜見直しを行い、内容の充実を図っていくこととする。

さらに、理容師美容師養成施設教員資格認定研修会及び同時授業担当教員資格認定研修会を開催するとともに、受講生の利便性の向上等に資するため、令和7年度より申込受付のオンライン化及び一部講義のオンデマンド配信化等を実施する。

エステティック等認定制度（略称ABE）事業においては、「まつ毛エクステンション」指導者養成研修会の実施に加え、すでに指導者となっている教員のフォローアップ講習会を実施する。

即戦力養成事業として、養成施設の教員を対象とした技術講習会を実施する。

また、「学生の技術向上を図り、理容師・美容師養成施設の教育のすばらしさを広く一般に周知し生徒の入学を推進する」ことを目的として「第17回全国理容美容学生技術大会」（愛称「理美容甲子園」）の全国大会を岡山県岡山市で開催する。

経常的な事業については、従来どおり実施する。

## II 公益目的事業について

### 1. 通信教育事業の実施に関する事項

- (1) 養成施設との業務委託契約に基づき通信授業を適正かつ円滑に実施する。
- (2) 中学卒業者講習の通信授業を実施する。
- (3) 理容または美容修得者コースの通信授業を実施する。
- (4) 標準カリキュラムに沿った配本を実施する。
- (5) 通信科生及び別科生を対象にe-Learningによる報告課題の添削指導を実施する。なお、通信22期・別科22年度以前の入学生については、報告課題の郵送による添削指導を行う。
- (6) 通信科生向けe-Learningシステム「リビッツステーション」の利便性向上のためのシステム改修を行い、コンテンツの充実を図り、学習支援を行う。
- (7) CenterWebを有効に活用するための機能を追加するシステム改修を行い、通信授業を円滑に実施する。
- (8) 「学習だより」の内容の整備・研究を進め、充実を図る。

### 2. 昼・夜間課程用教科書の編纂等に関する事項

- (1) 必修課目について、教科書編纂委員会の委員を改選し、更なる充実を図るべく内容の検討を継続する。
- (2) 教科書全般について、適宜現行版の見直しを実施し、発行する。

### 3. 教員資格認定研修会の実施及び教職員研修会の実施・支援に関する事項

- (1) 理容師美容師養成施設教員資格認定研修会及び同時授業担当教員資格認定研修会を、定員50名で別紙のとおり開催する。(資料1-1)  
ただし、受講希望者の多い「美容技術理論・美容実習」については定員を80名とし、2回開催する。  
また、令和7年度から、受講生の利便性の向上、遠方からの受講の負担軽減、ひいては養成施設の教員不足の解消に資するため、受講申込のオンライン受付及び一部講義のオンデマンド配信を実施するとともに、同時授業に係る研修についても効率的な実施とするため、研修形式の見直しを図る。
- (2) 地区養成施設協議会主催教職員研修会については、引き続き、その実施に係る経費の一部について助成を行う。

### 4. エステティック等認定制度（略称ABE）に関する事項

- (1) エステティック、ネイル、メイクアップ、まつ毛エクステンションの養成施設認定事業を実施する。
- (2) 「まつ毛エクステンション」指導者養成研修会を別紙のとおり開催する。また、すでに「まつ毛エクステンション」指導者となっている教員を対象とした知識と技術のフォローアップ講習会を開催する。(資料1-2)

## 5. 全国理容美容学生技術大会に関する事項

第17回全国理容美容学生技術大会（地区大会、全国大会）を開催し、養成施設の啓発普及と学生の技術レベルの向上を図る。なお、本大会の実施種目に「フォトコンテスト部門」を追加する。

地区大会：全国11地区で7月8日（火）から9月17日（水）まで開催

全国大会：11月13日（木）岡山県岡山市（ジップアリーナ岡山）

## 6. 産学連携事業に関する事項

業界との産学連携事業として、小・中学生などが理容所・美容所で職業体験をすることで理容・美容に興味関心を持ち、ひいては、養成施設入学、理容所・美容所への就職につなげるための支援を実施する。

初年度である令和7年度は、実施する都道府県を限定し、モデル事業として実施する。

## 7. 即戦力養成事業に関する事項

業界より即戦力となる卒業生を求められていることから、現場のニーズに即した技術の習得及び向上の支援をするため、養成施設の教員を対象とした技術講習会を実施する。

## 8. 機関誌発行等に関する事項

- (1) 「教育センター紀要」及び「学習だより」を発行する。
- (2) 社員校向けホームページ（名称「社員校専用ページ」）を活用し、当センターからの社員校への通知、各種連絡事項、必要な情報提供・共有を行うとともに、適時、必要な教育実情等を把握するためにアンケート調査を実施する。

## 9. その他法人の目的達成に必要な事項

- (1) 理容師・美容師養成功労者厚生労働大臣表彰式典を令和7年11月12日（水）に岡山市で実施する。
- (2) 養成施設の教職員等を対象とする理容美容教育功労者及び養成施設の生徒を対象とする学業成績優秀者並びに技術優秀者に対して理事長表彰を実施する。
- (3) 将来像検討委員会において、当センターにおける新たな課題について検討を行う。